

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

社会福祉法人 “税制改正” 要望

H20年12月より公益法人制度改革による新制度の開始に伴い、現制度の公益法人が行う公益事業について、新制度においても引き続き税法上の非課税措置を受けられるよう、改正を要望している行政案である。

法人区分 税	新 公 益 法 人 (公益社団財団法人)	一 般 法 人 (一般社団財団法人)
法 人 税	・ 収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得 ⇒非課税	⇒非課税
	・ 特定公益増進法人に対する寄附金 ⇒課税	⇒課税
	・ 軽減税率(22%)を摘要 ・ 合併について所要の措置	・ 左に同じ
所 得 税	・ 受取利子 ⇒非課税	①公益目的支出計画の実施事業資産に係わる場合 ⇒非課税
		②租税特別措置法第40条の措置を一般法人へ移行した場合 ⇒課税
	・ 個人の現物による寄附 ⇒特定公益法人に対する寄附金と同じ課税	
相 続 税	・ 租税特別措置法第70条の措置を適用	・ 公益目的支出計画に係わる財産について、租税特別措置法第70条を適用
印 紙 税	・ 定款、受取書について印紙税法制表第一 ⇒非課税	⇒非課税
登 録 免 許 税	・ 各種登記課税対象とされていない ⇒非課税	⇒非課税
消 費 税	・ 消費税法別表第一に於いて、法令に基づく事務に係る役務の提供について ⇒非課税	⇒非課税